盥觴無底杯

特別
へ12
1077
44

宮内省圖書寮

利
1077
~~43~~ 43

1977

紅梅

按察大納言家 并子達事

中宮亡系圖女子二人 廉京殿女御

中君母儀也當服被相君有男

子一人相具兵部卿宮時女子一人有

之白宮の仁法皇の母也

姫君 系系系文治事 系十七八ヶ比 廉京殿

女御入

中君 系文姫君一処遊遊給事

以奏り蓋を源中納言に以てはや
まりて源中納言に表かり給
の少へ之夕暮右大臣任左大臣按察
大納言任右大臣事は以秋蓋任中
納言同時事なり給れは夕暮と右
大臣と紀紀梅乃殿と按察大
納言と兼任中納言昇進乃事
事なり侍也はまた源中納言と
之中へ之也同年乃事

なりよりて源中納言と侍
はまりはゆるる事はなのちよ人
乃かく少之

私以事豈りは此之之也
所詮於くの歌抄り書のと
る故り以奏りは蓋乃年と
也之之侍大

按案大納言抄梅花
献答部に言事

無尸の宮念懸文姫君不義引中君
物事

按案大納言献梅奇古等の文事
兵部の宮名ゝ紫事

念懸宮ハ八宮姫君の事
匂無尸卿文八宮姫君の事ハ薫
中将物ゝ中ゝ乃ち為ゝ
なり物ゝうの事いと年北梅
乃事也

紅梅　義　匂文並一　花以朔為奏若

或竹川紅梅ト立ゝ
按案大納言物紅梅歌兵部の宮
ハ是別して按案大納言作ゝみえ
ゝりの竹川と並の一二をも立ゝ
一薫中物竹川ゝ姫四位作法
中央ゝ宰相絵ゝ中納言たり
ハ巻ゝハ姫ゝ源中納言ゝあ
ゝ也ハ竹川の歌ゝ也みゆ

又竹川の末ハ按察大納言右大
臣になりたまひては又按察大納言と
いへり東屋この巻を竹川の中央
なるへしさては此のこと人々不揃
ありしかとこれハ橋姫巻の川先よ
そのころ世にかすまへられ給はぬと
いふ同時なりとしるしたれとも又薫中将
と源中納言といふ事　竹川終椎本秋中納言より任也
無君文宇治文乃ひ先君より通経

といふ事かたり奥にみえたり
東屋の巻宇治橋姫椎本総角
同時也
匂兵部卿巻より薫宰相中将とみ
えたり十九歳乃正月乃事とあるを
見は椎本にハ源中納言といへり廿歳
あまさへ竹河乃並なりけり又宇治
八宮乃姫君よりとも縁をかけし結ふ
事もの巻乃末よりみえたり椎本

乃巻と同時の事なるへし

幷

山巻を竪乃巻と長乃巻とあり白

文巻乃當時の事しるかたし

秘

白文此巻の巻乃一也或説竹川と

一の巻とあり之へ巻紛乃時

ものの事あるよりて此事と

紅梅竹川と次第しるかたし

山巻を竪乃巻となんいふ

但横の巻といふへきやうなる事

廿一二歳の事なり　花月三ヶ年此

異あり幻巻と此巻とは十七ヶ年

乃月日

義

巻　廿一二巻事也　花月三ヶ年

の相違あり

幻巻ハ山巻　十七八ヶ年乃

月日

河海ハ山巻を別　極蓋大納言俊

義云山巻金言也　彼時八年紀の雜

乱一向り多紙付人〻次第
〻〻〻
但年紀の混乱一往要取沙汰
〻〻〻
一竹川　紀梅として定次第ハ
一紀梅竹川ト一二ツ可定とハ
右支流也　其ハ
竹川始　中程　終
蓋　四位侍従　宰相　中納言

此奏ノ寂初ヨリ蓋源中納言と
ハ

後ハ竹川乃次ハ〻〻
竹川終り梅客大納言　任右大臣
後時紀梅ハ一ノ尊也
亦後此支書〻〻年紀ノ紀明ハ入
〻次此奏ハ紀梅の大臣也竹川ハ
竹川左大臣ノ別称也　是〻も
時代と引合て可見〻ハ

此書を竹内の中央　橘姫　推下
絵巻と同時大
山並光孝卿の後事
法花囑累　勸發ノ文品弥未お遺ノ儒
義アリ
山奏山下ノ
囑累に流通あるべし大

うれしかりしのの大納言きこゆる左衛仕
の殿と北の方の御とり扱ひ左衛門
北さつきり
秘
山殿を紅梅右大臣とうれと前の官
扱家大納言ゆえあり左り人北
ひかりとかの
義
秘ノ義ちやまた紅梅右大臣北別
侍の君ハ扱家大納言ゆ時代ちた
事成ゆへ年紀ノ沙法一向り

[illegible]

幸

後号紅梅右大臣大納言任大
臣以前の事なりしの条事なり奏
よ往年同時夕霧左大将を堂中納言
なりたる[illegible]を竹川事を推す[illegible]
事なれと同時に別よ注す

義

以義端を三処なりしより紅梅橋姫
を習ひ北の[illegible]皆なるべし佛の五流
乃経より余時と以なるべしと云事よ

[illegible]ハ佛乃命橋を[illegible]
てかくしらく

義

致仕大臣薨去乃事なれ[illegible]
[illegible]

以紅梅ハ致仕乃二男柏木を次母
二条桐壺の四君

義[illegible]

秘

柳奏よ[illegible]
[illegible]

秘
誰ともなく義
後乃おもさおもくのみむまめ
義
鷲尾大臣光 後の太政大臣殿ノ
右政大臣女院也
河
北道右政大臣鷲尾大臣一名素寿
抄云北道の宮人へ云に初は川ら
なる事なり中ごろ紀氏定代の女
と書と紀氏ら人行成の月毛牛に
野道とうれ角ものを作て信

と取給義双器大臣 麦野 一名野道
大臣と号と云或説ら云後のおか
き おくれ今上御世乃時ひ太政大
臣二人なり 後仕太政大臣 故裏書ら
若葉下ニ致仕
頼忠大臣 紅梅ニ太政大臣ニ仕 是也
の後と云説也てて此御代中乃太政
大臣五人なり川入大臣二條太政大臣
六條院後仕大臣 頼忠也 是中ゆ
後乃古今集忠仁公乃おもき指

いはゆる君とまうすハ三官の級なり
されハ延喜のころ太政大臣ハ二人
なりの諸不辞官なる後のしるし書之
若君ハ級乃

む
右大臣清原夏野公小倉王ノ第五男也
号並岳大臣又号野路大臣　並岳ハ仁
和寺なりあり嵯峨野乃路なりけり
よりて野路といふや

抄
類聚とよめり野路孫之安説あり

河海忠仁公を白河のおほいまうちきみとまうす義あり後まな義
むね人くや

義
准延喜之例年號未後の義とて用之

弁
後ノ義ヲ用ル之

まれなりし程くなれるく

義
まきの柱たてまれとおもひとしみし人

式部卿子にて

抄
真木柱の祖父也　義

故兵部卿宮
義 宮ハ此宮薨去給て山吹を見給 秘
思ひ出給ひしに 伺 侍従大臣女 ムスメ
故兵部卿宮 有女子
秘 紅梅大臣かしら人 義
北方ハこの方北方ハ女二人
秘 紅梅大臣の子 義
紅梅大臣 蔵人所殿女御 中君 山奏ニ長女ニ為ル
西の北方ハ
此二人ハ君方小方ノ腹

いとゆかしくおもへど君ひとり
義 大臣ハ山奏ニ童ヲ白交ハ
うちの君乃事ハ一人
二宮乃北方ハ女君ひとり
秘 螢宮ハ 義
玉 按君螢宮乃北方ハ異しかし
附女ハ一人内ハ
白交の北方ハ
紅梅大納言ハ按君ハ男

義　君一人ゆゑ侍人百とも
女みこたち文作方とゝ女一人紅梅の
かさね袿白文ふくけ
おなじことゝ思ひ寄こゝ　同如くに
秘　はまこゝ色ゝ
幸　四ゝまこゝ
くれゝ寄事とゝいへとも小方なく
ゝ侍ゝ

秘　人乃ゝ人ゝ事ゝ
義　ゝれゝ
義　世ゝ人ゝ
彼桂の姫一條ゝ
姓ハゝ
侍ゝ知ゝ
君ゝ
紅梅の姫君二人文作方いつゝて次ゝ

[illegible]

南北朝大納言の君

秘 [illegible] 嫡女 義 後ハ兼宗卿

如御

西ノ中ノ君

此二人共ニ方服 義 兼宗卿乃姉妹

君ハ[illegible]ル中君ニ云

[illegible]

秘 [illegible]御方

[illegible]乃姫君 并

義 寢殿四方北面東ハ御[illegible]ノ[illegible]

[illegible]又常[illegible]

父宮乃[illegible]

[illegible]北[illegible]

秘 [illegible]乃[illegible]物

父宮[illegible]父[illegible]

義 先父宮 [illegible]

[illegible]

[illegible]此[illegible]

[illegible]ハ此[illegible]

[illegible]ハ此宝物[illegible]

あつまりて

きくひあるまりて

幸 女君のきくひ

秘 来たりて多くおかく

秘 毎日とかくの人おかれ

秘 明石中宮

内りて中宮

去年いたりの女御

秘 夕霧の女 幸 義三位上腹

さのきこえわい

白人ゆ南うんとそ

ヲンナゴ 女子

さきん紙をかはりあり

すとも

幸 義 藤宰相と

十七八のかたにて

秘 紅梅の嫡女と

ゆす

中君とうすがいて

幸 とひすぐこ

第くたり

芸乃文ものきと杉ものこ

秘　白文の　筆

大乃至君と内侍

秘　吉水柱の腹は若君白文より

まつりまつる

筆　紅梅乃一子後大夫君と

せうとうとうてのこいは

秘　白の初

兄弟乃姫君こそ

きりんと来こ此世は

秘　紅梅大臣より如うせ　筆解

いとしうありと

秘　紅梅大臣の御

吉文の御事を

大君吉文の御事を

如せう乃神の御

りいてまて

同　関白大臣を嗣に来代く蔭民

執政の臣帝乃和ら事九上右ハ

外祖和習うして摂政をなす
源氏のうしろ立ちのまゝに
女奉若葉下臣をうりたてまつる
長日大明神に人の事を後
朱雀院の御宇長暦三年四月
長日明神被祈申大神宮官
幣不請に依北花氏皇后位
内大臣教通公一女可入内しに被
宣下に長年十二月内大臣女 真子

入内為如御 今案長暦乃祈を物語
此後事之物語の後にて
かゝつるに成て侍
一乃事あつやらん
若宮の約神代より此事秋好此中
宮に立給しに時を被仕天皇のと
もの事にあるに又伊勢文
あひ合て内文此中まあり
秋好の此中宮にうりまつる

七女なりし源氏のうち[illegible]
[illegible]事なり　伊勢大神宮
[illegible]と[illegible]あの[illegible]て必ず日
大明神[illegible]
[illegible]萩氏の人[illegible]君臣
約神代よりの事なりし
笑
君臣合躰乃約神代より乃[illegible]依
て太神宮[illegible]浄[illegible]所なりあの[illegible]
[illegible]日大明神[illegible]年。
[illegible]御[illegible]
[illegible]す萩氏人入内す人[illegible]
紅葉賀より萩壺[illegible]七女[illegible]秋好
中宮若菜下に明石中[illegible]
源氏[illegible]
アリ　書く　[illegible]
こ[illegible]乃院の女御の[illegible]
[illegible]仕大臣ノ御女院ノ女御[illegible]弘徽殿
[illegible]秋好中[illegible]

さきて立后乃事なりしとも称
いく思い給へる事
度々 紅梅の父致仕相國淳和院
女御ハ弘徽殿
かくさめし事も
事
小の
義
事
宮殿の
女御の御母也 明石中
書家
書家
時御母上おもしてこゝろ和らぎ
給へる事ありし
今のいつきかしつかるゝ
紅梅 枝葉乃君
紅梅の御
義
の
秘
中乃君
西北乃方南乃
乃
つきかゝ
父大納

言ふんかの乃君来の君しかしら
くこと
ゑんりのひめ君
秘 学生部卿の四女
しろいのはとたちし
しろいの事ハ 第乃事ハ
こゝろ
秘 文君り中 何師
物らしとハ
人乃魂り 考物乃用意 表文の
ちくめり
せしハ句
の文章
口遊 秘
句文ハ紅梅大臣
ゐめり 表
故 乃姫君ハ事紅梅乃

秋

ゆく東のうすもみぢ

秋

おなじもちぬる人は又ちるなり

との所へ

元ときこゆるはあひ思ひなんや

紅梅の大臣と

秋

の姫君はいかなる人か

くれなゐのはなの

秋

咲きそめしより

このうすもみぢとなりにけり

秋

宮の姫君

秋

文ぬしの方の紙にまことの紙を

ちぎりしかひなしとなげくなるべし

とうらめしかりけり

こゝ内もいとやかましかりけ

秋

紅梅大臣の用ゐ給ふ実子なりけ

てあれどもいとうるはしく

さうぞくなんはなはだ

はなやかにまことにあへまいりて人家をとて

秒

紅梅大臣初め北方の君々の事

秒

実ある人の如くいとゆかしく

秒

世君のこと柴　義

秒

丈婦のちぎりはことの初め

義

小方の一朝の後は行ちがひ

義

後世あはれなる人まことにみこと柴り

いつまでもわすれやらぬ

秘　紅梅のゝ　義軒

はるゝとなるやと　秘　梅さくさまゝをそらう

人おもせぬかたもうらう

秘　母上は当家さまたにいとも

おかしきまゝ

義　結び文は母の義別曲のまゝ

まゝはゝ君ゝらと

義　紅梅長女ゝらの事ゝ

世中をかしきまゝらいい

秘　我女ゝらまゝとあらうとそれ

みるかゝ　幸

いかゝいはゝしゝ

義　此大君　舞楽　長家ゝ長ゝ所ゝ

夕霧乃嫡女乃まゝあらまゝ所ゝ

此人ゝらゝれやさまゝの恐怖ゝ

月ゝらゝのゝとれくゝ物さいまゝ

秘　紅梅大臣乃初　義

私大君乃書文多りかたにうま
ま給ま如へ
ま乃ろに
秘中書文 義
内もま移ひうきけ〳〵や
こともま移ひ給へくやとありてこと
ばうまりいとうろ気吾家人也
酒ろり 幸きまり
なりまうろ和ま

秘琵琶を洋してうまり
義未熟ろ比巳ハきろ書文りのやうと
樂忘よりて初心自きとと大ろ
さなうと
四人先生を世話人
義上の初りこうろ師方やうまを
ろ乃ろしをうろ
義紅梅多つうおうさまとうと
うのうとさうりうと世

義 山紅一切り通達して殊勝の語へ
金威乃世ゝの道くの名匠の而
作意樂と只及実及時節あるら
紙絵とそれとも紙りうる所
乃あるも
きしし爰とそれ乃
弁 伯牙のつもあり又弁
何ものもつきなくハ
義 法通の事ときゝたり
ゝ紙くうるを陵たる
義 文の姫君乃比已乃事
故六條院乃法ゆゝ
源氏たり
尤乃れたるん
夕霧也 弁夕霧の事ハ尤
ものすゝ 私ハ又ハ 笠弁
源中納言
秋 蓋界進たにてみたり 紅梅と

大臣なるへし

岩戸口文

白ふたり

弁 葛中納言のりし竹川の
末りに於ける時 紅梅も右大臣
り加給ハ匂宮しきに伝ふる
いまた大納言とのミかほり又
推於ノ中程りしもあかるか白
文巻より推於まてかまと混
乱なり別に注するゆへなり

て清のひもとしみしひかる

弁 みしひかるハ清よかへたるへし 次乃
ま葉りみまめりしり来ちて二十帖
たん女乃清とあて中て描しかり
きりとありぬへし 私云小町か歌く
つまかへ女乃哥なれとも心ハ
かめなりむまに同しこにて引出て
可然 以上弁

おとふハあちしひ給ふすと

義 此巳ハ撥ねてあくあかあれ
匝りしきらひく来事上手乃
物なるへし 今の句葉ハよしなき

いふ人ありと申たる人まれとひきさしつ
めて庭のもみぢやさいか露よ
とりかねとも
このおとのそこしれ
(箋) 比巴とおほしく云一切の管吹物とは笛なと
云人吹えといふも笛の事なり
一切の絃をひくと云ことん(琴) 琴(箏)の事なとく
糸絃ひくへなり 四絃ハ朝ノ琴とふ
よりつきて弦を引ての音絃え

まり
いとよくおほえ
上手の比巴ありたるのはかしかりし人
最中に
わかきしてん人ちつやうなる絃 河押手
(箋) 左の手の熟してえうきたかる絃押手
ちりきすかしてらとまれさ成なり
(に) 柱撥音(ヂウハチシト) (帋) ちうをとしてあちする
(箋) 左の手ようりるゆへに右の手絃なる

事と云女乃志てりうとゝ
物たりしに志ゝをなり中く
奥あるべし

義
法已を云法うゝ川たりのを清前へま
いる物ゝ也
みえてまつしゝ
法せてかうまつ也
義
男ゝ志ゝ

義云志ゝの字服へ志ゝの類も
形しもあるの類也時ゝあるも
ゝと加くゝ乃ゝ云処ゝ葉
紅梅へ宮の御方の女房ゝゝ
加くゝゝと志ゝをまき上簡か
ゝゝ重中へ貳乃仏方形り
ゝ志ゝ紅梅の志ゝ左
り志ゝ内侍すけ
ゝ当ゝ見ての字湯へ

一又志もの字助字なりみな附ての字
と清てよむそれハ清音よかきぬ
歌も云義之芳流之雛男之
哥人 秘
思ひまそ見志ものハつゝ字之字なり
まの様てかえりえハれたる人の清おへ
出入す事なれとさしてみちまま
つくしのかありて物をたる之
奥の初からたまへまいしれとある
花もおまへおもとよりける

伝の返人々
秘
大后の詞
一君か人さへらんと
箋
紅梅の子系図よれハ大君とあり　按大君上臈
とのみすてさ
伝
宿衣姿
箋
直衣之此時ハ髪をときくるなる之弁
秘
直衣姿之
一さしてかりしまえり
む
殿上の童ハ束帯の時総角をさせ

ふしと云ふのかすりとハ未来とい
事時ハふしまいゆりすこし尤もく
句たり
弄
まいけいハ處りと侍とつて
抄
小君への志ありてとも
義
紅梅北嫡女春宮へまいらし人
さつきりつし給ひそ麗景殿とあり 弄
花
春宮の女御乃事也
ゆかりあるこそ志しもと

秋
箋
小方りゆかりの事也 又ハ若君よりゆかりの
事候之と小方とよは春宮乃女御
とりあひそ通て来すひしまし給さ
ゆかりも大きにかりみ宮への御乃能りハ
よその事なり給へらんさ後なりけれ
御しるさ給そし
是ハ當家乃姫君とて給はすり宮の
らんよし此小君へ讀合乃初也 能
らは春宮より 小君北くや梅花と

なりされハ但又皆時乃居よりハ往還
しけり人々是れ少方を帰宅とし又は
此頃まて少方へゆつる義ハ立へからんハ
而途自然としてハかりかへり給
娘時の志あるなり分別まへ来之
奥より到て少方内にて申まへりと
あり此所文より返出なりし能眼紙
付へし

私此義不審ニつきてハ兼京家へ之
ゆつるハ少方へたよりとかへりんさ被
りお利候さめてよハ此頃女御
の素女人まり給へ貴のときのり
ちよりの給へる事之おの乃義給へ
給ふ又を頃被みを前りあるを
又少方内より加りきめ乃往還を
なくへし又只今ともうへおく後のほ
とほ立なりと定乃比るへ紅梅中
給へり少方等を志てしまてり此

義八茶の事紙一枚中へ記くべ
多少よりは不宜ありとくらべ
ひとり
義 おなじ（ごぜん）点ちつもり
つゝ物をせと
義 ちゝ書たうへ
おうてうゝ物を振まふ
書の御ふ
物りあるか

細〻合奏あるあるべ
義 おきあるせき振ふ
文姫君へ紅梅のゆき海へ
河 瓜弾
義 津ひ書ないとゝ
義 うゝ弾しゝくハ弾しゝ治あるべ
琴 比巴ゝ津まひ書
ふゝふゝふつゝたゝ
秘 嘯也うゝ振物さ書やうゝがゝうゝて拍子
うゝ作ふたうへ
義

弄

うそ ふえ 用ふる紅梅の調子と合ふ樂

皮笛嘯人 ふつくらいふとうとうふ氣 太

九条殿記云天慶五年正月七日雖甚

雨依云上例引青馬今日酒盃十一

巡王卿有酒氣吹皮笛式部卿敦

定親王云奇異事来更不有如此時今

日似古時甚感悦多々

原事簡要云左李尹王紀為嘯也々

早職事々皮笛彩樂系記

中古自吳胡笛と渡り以皮巻上

左右為題大神 或 貫成皮笛々

類々

胡角一対 霸後 後 胡角ハ則皮笛

也 河

私云ハ於々ハ皮ハ於ハ

ものの於ハ

東乃於ハ於ハ

河 長風北ハ千莖竹曉日東簷一樹

花

秘 春の花とあるより　拾遺花の紅梅なり

何人か我に問ふ梅むらん
君をもて詩にうみたる
香炉峰に来る人を問ふ

秘 尋　義皆同

あらき光源氏

秘 むらの事をひ出まと
まいはあてあらまて

内大臣の事
上りなり

私 紅梅の大臣は若君の父源氏へ
まらひ給ふ今宮家
乃おとゝ内の事とあてゝ
のまも

式文角ら
今上乃高ち源乃陽孫なと
はゝうそ和也

義

当時をむかへの面をもて義とす
八万世のむかへよりはいきのは
義なり

義

きたる人のをくるまてまつりて
むかへの光源氏よりをくるる人
の今まさに世をすてんかなしさ
す命つきぬる人なりとも此法文を
奥より注くべし以上義
いかなるむかへの来たるとも

此宮いかなりしそいか
義

此一句尋ぬ　若八是よりそもろもろ
こそあまたしく所をそ自
宮と源氏の君なりしかと
仏の加護なりしかは河羅
光なるかもむかへと二つ
なりしそ此宮
大論云尺迦仏入涅槃後河羅登
高座結集諸経し時喜歌如仏仍

衆會数佛再出給　私敬ス

阿羅ハ未證四果ヲ人也仍羅漢ハ不

用ス其時阿羅自然現瑞四果分ハ

羅漢ノ位四ある事ニシテ羅漢ノ

位也ヲ

義

阿羅陀者ハ佛叔父白飯王次子之以

佛成道二月八日生即調達ヲ弟之面如淨

滿日眼若青蓮華年八歳従佛出家得四

褐磨具足戒多聞第一年三十一為佛侍者聞

持法蔵至法華會上佛告阿羅汝於未

世當作佛號山海恵自在通王

佛滅度後大迦葉結集法蔵選于阿羅

漢今阿羅外師子座宣説諸經

迦葉告言佛所説法一言一字勿使有闕

時阿難最初出經

第一昭化蔵　第二中陰蔵

第三方詞方蔵　第四戒律蔵

第五十住蔵　第六雜蔵

第七金剛藏　　第八佛藏

是為經法具足時阿難發色唱言我
聞如是一時佛住所居處
迦葉大衆皆悉墮淚咄嗟老死如幻
如化昨日見佛今日已滅我聞　処胎經
阿難身与佛相似短佛三指
祐登高座衆起三疑
或疑世尊重出　　或疑他方佛来
或疑阿難成佛

及唱我聞三疑俱違妙旨
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
合利弗　目揵連不悉見佛涅槃逐
先入滅七万阿羅漢亦同時入滅時
四輩弟子莫不荒乱如来以神通力
化作二第子在佛左右衆生歡喜憂

惣即除薩婆多論

右以上義也

きこえてとりさんりし

（秘）中をしてかくのことし

（紅梅大臣）かおりて風のかをくらへける梅よりも

鶯のさそひすやあるへき

（何）先ヲ待ヽ業と要読云二說あり

声をさそふ而猶先の香をおもけ也

あるかまれとし立人意表はさて

まつ鶯をわかやうにおもひけ

（秘）まつ鶯とありまつの字要義なり

（弁）待と先と也

（義）待と先と要義也きゝは初なし

花の香を風のたよりにたくへてそ

うくひすさそふしるへにはやる

此心みより紅梅の中花あかす人さそ也

こゝ葉
きゝ雪ぬと先の二つ清原安雅
ぬノ字正説なり
義梅ゝ自然よ香ハしゝ法ハあ
ゝ風乃ゝ花ハ咲ハ
しゝ花ハ風乃ゝ
すゝ梅ゝれハ雪のゝ
ゝ花ハ雪乃義又先雪のゝ
ゝ風乃ゝ梅ゝれ余

本ゝ花ハ先雪のゝ
を見ゝしゝあり
風乃ゝすハ中君の事とあり
ゝすゝ

なゝきゝこゝゝ
紙
白ゝゝれゝ
中宮乃ゝの
紗
白文中宮ゝ出ゝ
ゝ

[illegible]

匂宮の御前に若君を出し奉る事を

[illegible]

若君の御宮参り

内侍の[illegible]

秘　二条院の[illegible]

[illegible]

幸　匂宮の御[illegible]

[illegible]

喜宮[illegible]

秘　匂宮の御

[illegible]

秘　[illegible]

幸　紅梅の見[illegible]

[illegible]

[illegible]

義　紅梅の[illegible]

[illegible]

時雨迄て隠しておくらめと　嘲岸

しそのまゝ

弄

あまり時雨されてよも

まいりさせなくしとま

秘

若菜の詞

縫ゐすゑまつゐすゑ　眠近乃ん

おもへおりしもし

秘

句文乃御まへたしいれてはいゆらしも　弄

義

句文の御茶まいあそはしも　幻女乃